

第16回宮城県屋外広告物審議会

議案書

1 報告

第15回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について（P1）

2 審議

議案第23号

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて（P2～P4）

平成22年1月

宮城県屋外広告物審議会

第15回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

議案番号	件名	処理結果
第22号	屋外広告物条例施行規則第8条の規定による許可基準の改正について	平成21年10月2日 宮城県規則第79号 (平成21年10月2日施行)

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて

[根拠条文：屋外広告物条例第 2 条第 8 号及び第 9 号]

屋外広告物に係る禁止地域の指定

屋外広告物条例(昭和 49 年宮城県条例第 16 号)第 2 条第 8 号及び第 9 号の規定に基づき、平成 5 年 9 月 28 日宮城県告示第 1045 号(「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定」)「一 禁止地域」の「2 条例第 2 条第 8 号及び第 9 号の規定により指定する区間及び区域」に定める別表を下表下線部のとおり改正して、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を新たに指定するもの。

記

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
(略)		
<u>(常磐自動車道)</u>	<u>山元インターチェンジから</u> <u>亘理インターチェンジまで</u>	本線の路肩から 500m 以内の区域で、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域
<u>一般国道 45 号</u> <u>(三陸縦貫自動車道)</u>	<u>登米インターチェンジから</u> <u>(仮称)米谷インターチェンジ</u> <u>まで</u>	
<u>一般国道 47 号</u> <u>(仙台北部道路)</u>	<u>利府しらかし台インター</u> <u>チェンジから富谷ジャンクシ</u> <u>ョンまで</u>	

【指定理由】

常磐自動車道の山元インターチェンジから亙理インターチェンジまでの区間が平成21年9月12日に供用開始され、また、一般国道45号（三陸縦貫自動車道）の登米インターチェンジから（仮称）米谷インターチェンジまでの区間及び、一般国道47号（仙台北部道路）の利府しらかし台インターチェンジから富谷ジャンクションまでの区間が新たに供用開始される予定であることから、当該路線及びそこから展望できる地域において良好な景観の維持及び形成を図る必要があるため。

【指定時期】

常磐自動車道については、本審議会において議決後、速やかに指定する。

一般国道45号（三陸縦貫自動車道）及び一般国道47号（仙台北部道路）については、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、上記区間が供用開始された後、速やかに指定する。（平成22年3月下旬を予定）